

第46期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年7月7日(火曜日)
午前10時(受付開始は午前9時30分)

開催
場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間

書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使期限

書面(郵送)またはインターネットにより議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年7月6日(月曜日)午後5時30分まで

【新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大が懸念されている状況を踏まえ
て、出席される株主様への感染を防ぐため、感染防止措置を講じてまいります
が、株主総会へのご出席は**極力お控えいただきますようお願いいたします。**

また、本株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合も
ありますので、ご協力のほどよろしくようお願い申し上げます。

【お土産に関するお知らせ】

本年の定時株主総会におきまして、株主総会にご出席の株主様へお配り
してお土産は取りやめとさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	33
監査報告	41
株主総会参考書類	47

株式会社ダイサン

証券コード：4750

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が懸念されている状況を踏まえ、株主様の健康に配慮し、感染拡大防止のために出席を控えていただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

ご来場される株主様におかれましては、感染防止のため、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年7月6日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月7日（火曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

2. 場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 目的事項
報告事項

1. 第46期（2019年4月21日から2020年4月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2019年4月21日から2020年4月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ▶当日は、会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただきたく、予めお知らせするとともにご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
- ▶発熱・咳等の症状が見受けられる株主様については入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

- ▶ 接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。
- ▶ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）にてお知らせいたします。
- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ▶ 当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年7月7日(火曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年7月6日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年7月6日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2020年7月6日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当連結会計年度において、「Mirador Building Contractor Pte. Ltd.」の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。このため、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較分析は行っておりません。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度中頃まで景気は横ばい圏で推移したものの、年度後半には、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響が、個人消費をはじめ、インバウンド需要や輸出・生産に対して大きなインパクトを与え、年度末にかけて景気は急速に悪化いたしました。

当社に関連の深い住宅業界について、新設住宅着工戸数は、持家、貸家、分譲とも前年を下回り、全体でも前期比でマイナスとなりましたが、特に11月以降の持家と分譲の落ち込みが大きくなりました。

こうした状況において、当社グループでは当連結会計年度を2年目とする中期経営計画を立ち上げ、3事業年度の売上拡大や施工サービス事業の資源を利用した事業領域の拡大、多様な人財の獲得と働きやすい職場環境の構築など5つの重点戦略を掲げております。年度前半については、シンガポールにおいて足場工事、熱絶縁工事等の事業を展開する海外子会社を取得したことにより、新たな市場への挑戦として掲げている海外市場の進出を果たしました。また、年度後半には、施工サービス事業の基幹システム刷新が完了し、業務の効率化を進めました。

施工サービス事業につきましては、当連結会計年度前半は、昨年度より継続していた自然災害に対する復旧工事のほか、中層大型建築物向け足場施工の受注が好調でしたが、年度の中頃以降は、住宅向けを中心に、想定以上の受注減少が続きました。また、年度後半には、新型コロナウイルス感染症の流行により、工事中断や営業活動自粛などの顧客による対応が受注の減少に影響いたしました。

そのような中、当社の請負契約の施工スタッフに対して、雇用の安定と適切な休暇取得による定着化、並びに社員数を増やすことによる外国人技能実習生の受入れ枠拡大を目的に、請負から社員への転換を当初予定より早期に進めたことから、施工原価となる人件費が増加いたしました。また、中層大型建築物向け足場施工の受注量を増やすため、新型足場「レボルト®」の社内投入を先行して実施したことから、施工原価が増加いたしました。

製商品販売事業につきましては、施工サービス事業における外部環境と同様に、当連結会計年度の前半は足場施工を行う取引先でのビケ足場に対する需要が増え、新規取引先への積極的な営業も奏功したことから、販売量は大きく増加いたしました。しかしながら、年度中頃から、消費税増税後の市況悪化や新型コロナウイルス感染症による先行き不透明な状況を受け、主要顧客による買い控えの影響もあったことから、受注は大きく減少いたしました。また、新製品である「レボルト®」の生産効率を上げるため、工程の改善コストが増加いたしました。

海外事業につきましては、在外子会社のあるシンガポールでは、米中貿易摩擦の影響が継続し、2019年12月末頃からは、新型コロナウイルス感染症の流行に対する懸念が拡がりました。このような中、子会社においては引き続き小規模な工事が増えました。また、これまで石油化学プラント向けの工事や人材派遣が中心でしたが、今後を見据え、事業領域の拡大を目的に、公共事業向け足場工事を請け負うための登録をいたしました。さらに、足場工事の受注量拡大と業務の効率化を図るため、多数の化学工場が集まるシンガポールのジュロン島内に新たな事業拠点を設け、レンタル用の足場部材を積極的に投入する計画を進めました。

なお、子会社化の時期の関係上、連結対象となる月数は2019年5月から2020年1月までの9ヵ月間となります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,499百万円、営業利益265百万円、経常利益257百万円、親会社株主に帰属する当期純利益121百万円となりました。

なお、2019年5月10日に「Mirador Building Contractor Pte. Ltd.」の株式を取得し、子会社化したことによるアドバイザー費用等101百万円を一時に販売費及び一般管理費に計上しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額（有形、無形固定資産（のれんを除く））は、195百万円であります。

その主なものは、当社の基幹システムの開発費用102百万円、自動溶接機の導入費用46百万円、東京支店移転に伴う費用13百万円であります。

また、上記の他、施工サービス事業において、賃貸用仮設材144百万円を投入しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました資金調達の総額は、1,040百万円であります。全額、運転資金を目的とした長期借入金であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第43期 (2017年4月期)	第44期 (2018年4月期)	第45期 (2019年4月期)	第46期 (当連結会計年度) (2020年4月期)
売 上 高(百万円)	—	—	—	9,499
経 常 利 益(百万円)	—	—	—	257
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	—	—	—	121
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	18.99
総 資 産(百万円)	—	—	—	10,397
純 資 産(百万円)	—	—	—	7,012

(注) 1. 第46期より連結計算書類を作成しているため第45期以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第43期 (2017年4月期)	第44期 (2018年4月期)	第45期 (2019年4月期)	第46期 (当事業年度) (2020年4月期)
売 上 高(百万円)	8,259	8,301	8,506	8,570
経 常 利 益(百万円)	736	663	616	442
当 期 純 利 益(百万円)	480	395	396	298
1株当たり当期純利益 (円)	74.97	61.65	61.76	46.56
総 資 産(百万円)	7,939	8,291	9,247	9,795
純 資 産(百万円)	6,457	6,705	6,932	7,055

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第45期の期首から適用しており、第44期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	80.0%	足場工事、熱絶縁工事、 塗装、電気設備工事

(注) 2019年5月10日にMirador Building Contractor Pte. Ltd.の株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境として、日本国内では今後さらに若年層の減少と高齢化が進み、単独世帯が増加していくものと想定されます。そのため、住宅業界については、新設住宅着工は減少していくものと考えられ、雇用情勢としても足場関連の業界を含めて建設業に従事する技能労働者は減少し続けると考えられます。

在外子会社のあるシンガポールについては、日本と同様に高齢化が続くことで、労働者不足と賃金上昇が進むものと想定されます。

このような状況の中、当社グループでは、2019年4月期から2021年4月期までの3事業年度を期間とする中期経営計画を策定しておりますが、計画の前提として、当社単体では、以下4つの課題を掲げております。

① 戸建向け足場施工から戸建て以外用途へのシフト

当社の開発したビケ足場は、住宅向け足場のトップブランドとして市場に定着したことから、低層向けの足場として使用されることが多いですが、長期的には戸建住宅の建設需要が減少していくものと予測されるため、戸建て以外の建物へのシフトが求められております。

② 労働集約型ビジネスモデルからの脱却

売上高の大半を占める施工サービス事業では、顧客から足場施工の依頼は多いものの、雇用環境が好調であることから、全ての依頼に対応できる程度には施工スタッフ数の確保ができず、収益向上に対するボトルネックとなっており、労働集約型ビジネスモデルからの脱却が求められております。

③ 足場の施工効率向上と施工スタッフの高齢化への対応

足場施工に関する一連の作業は、ほとんどが手作業で、作業効率の向上に限界があり、また、体への負担が大きく、高齢での作業従事が困難であることから、作業者の負担を軽減し、より効率的に働くことが求められています。

④ 多様な人財の獲得と働き方改革

雇用環境が好調な中、人財の獲得競争は激化し、採用状況は厳しさを増しているため、様々な雇用形態、魅力的な労働環境等を整備し、多くの人財を確保すると共に、安心して一生涯働ける会社になることが求められています。

なお、当連結会計年度よりシンガポールの足場工事、熱絶縁工事等の事業を展開する海外子会社を取得したことにより、グループでの課題を以下のとおり掲げております。

① 足場施工技術の向上による安全な社会への貢献

社会の安全と高品質なインフラのために足場の果たす役割は大きいものと考えております。グループ内では対象とする施工現場が異なりますが、さらに安全な社会の実現に貢献するため、足場の施工技術向上が求められています。

② デジタルトランスフォーメーション（DX）推進による効率化

グループ内では会社規模や所在する国が異なることから、組織内統制の強度、地理的遠隔性や文化、言語、法律など、様々な違いがあり、ヒトやモノの活発な交流や活用に課題があります。今後、IoTやAI、高速通信を活用したDX推進により、グループ内で、さらなる効率化を実現することが求められています。

③ グローバル人財の育成

今後、グループとしてアジア圏内でのビジネスを展開してまいります。そのためには語学力、コミュニケーション能力の基礎的なスキルの習得だけでなく、様々な環境へ対応できるチャレンジ精神旺盛な人財の育成がグループ内で求められています。

(5) **主要な事業内容**（2020年4月20日現在）

当社グループは、足場施工サービス事業、製商品販売事業およびその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 足場施工サービス事業
クサビ式足場「ビケ足場」等の施工サービス
- ② 製商品販売事業
建築金物・仮設機材の製造・販売（ビケ部材のほか、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材）
- ③ 海外事業
シンガポールにて主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や電気工事などの付帯工事
- ④ その他の事業
業務受託および保険代理店ほか

(6) 主要な営業所および工場 (2020年4月20日現在)

① 当社

(名 称)	(所在地)	(名 称)	(所在地)
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	福山サービスセンター	広 島 県 福 山 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
川崎サービスセンター	川 崎 市 川 崎 区	福岡東サービスセンター	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
埼玉北サービスセンター	埼 玉 県 久 喜 市	熊本北サービスセンター	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	大阪整備工場	堺 市 中 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪北サービスセンター	大 阪 府 枚 方 市	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	福岡東整備工場	福 岡 県 京 都 郡 み や こ 町
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市

② 子会社

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	シンガポール
---------------------------------------	--------

(7) 従業員の状況 (2020年4月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	
施工サービス事業	324名	(143名)
製商品販売事業	39名	(5名)
海外事業	98名	(343名)
その他	4名	(一名)
全社(共通)	51名	(6名)
合計	516名	(497名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。)は()外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
418名(154名)	41名増(21名増)	35.8歳	9.3年

- (注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。)は()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (2020年4月20日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	908,337千円
United Overseas Bank Limited	211,539千円
日本生命保険相互会社	125,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年4月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,618,000株 (自己株式 1,205,111株を含む)
 (3) 株主数 2,964名
 (4) 大株主 (上位12名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 和 顔	1,400,500株	21.84%
ダ イ サ ン 取 引 先 持 株 会	455,600	7.10
大 原 春 子	291,700	4.55
ダ イ サ ン 従 業 員 持 株 会	268,460	4.19
金 沢 昭 枝	228,000	3.56
三 浦 民 子	228,000	3.56
三 浦 基 和	228,000	3.56
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	200,000	3.12
三 浦 宣 子	128,000	2.00
角 谷 清 美	96,000	1.50
三 浦 星 美	96,000	1.50
三 浦 摩 美	96,000	1.50

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,111株あります。
 2. 持株比率は自己株式 (1,205,111株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の詳細

(1) 取締役の状況（2020年4月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	
常 務 取 締 役	岡 光 正 範	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	斐 薫	弁護士法人オルビス代表社員
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	石 光 仁	公認会計士税理士石光仁事務所所長
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	豊 田 孝 二	アクシア法律会計事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田孝二氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）斐 薫氏は、会計士補の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）石 光仁氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社は取締役（監査等委員）斐 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田 孝二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、社外取締役3名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っています。そのため、必ずしも常勤者の選定が必要であると判断していないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 取締役を支払った報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 （1名）	73,140千円 （1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	10,050千円 （10,050千円）
合 計 （うち社外役員）	6名 （3名）	83,190千円 （10,050千円）

(注) 2015年7月9日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員） 裴 薫氏は、弁護士法人オルビスの代表社員であります。
当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員） 石 光仁氏は、公認会計士税理士石光仁事務所の所長であります。
当社は公認会計士税理士石光仁事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員） 豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。
当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における監査等委員会の主な活動状況として、毎月委員会を開催し、コーポレートガバナンス・コードへの対応中心に協議を行い、経営に関わる各種の提言を行いました。具体的な内容としては、取締役会のあり方と評価、中期経営計画の妥当性の評価、労務管理を中心とする働き方改革に対する当社の取り組み状況の調査、在外子会社への監査などが挙げられます。

また、内部監査室と共に事業所への往査を行い、監査チームと積極的なコミュニケーションを行うことで、現場レベルでの課題抽出に努めました。

		活 動 状 況
取締役（監査等委員）	裴 薫	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>取締役会については、単に業務執行役員の業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、経営課題やリスク管理体制についての整備および運用状況の確認など、職業的専門家の見地を超え、社外の立場から提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、社内の統治体制や監査結果についての意見交換等、法曹としての見地から適宜、発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。</p>
取締役（監査等委員）	石 光 仁	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、財務・会計の専門家として、業務執行に対する適法性・妥当性の確認を行い、議決権行使をするだけでなく、社外での経営に関するアドバイザーとしての知見をもとに、経営課題等、広い範囲で意見や提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会において、会計監査人の業務内容や、財務報告に係る内部統制の体制、内部監査における会計上のモニタリング実施状況等について適宜、必要な発言を行い、必要があれば内部監査室と連携の上、調査、報告の指示を行っております。</p>
取締役（監査等委員）	豊 田 孝 二	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>取締役会については、弁護士および公認会計士として、過去の計算書類等の閲覧、他の取締役や内部監査員への質問の手続きを中心に、当社への理解を深めるだけでなく、事業所や工事現場への往査も行い、職業的専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言をしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、必要に応じて業務補助者に調査を命じ、社内のリスク評価に努めております。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）裴 薫氏、取締役（監査等委員）石 光仁氏および取締役（監査等委員）豊田 孝二氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,630千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,630千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、経理財務課責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意をいたしました。
3. 当社の海外子会社Mirador Building Contractor Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、『社是』『企業理念』『経営方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』に関し、代表取締役が、その精神を役職者はじめ全使用人に、継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守及び清廉潔白、公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底します。

代表取締役は、企業がその事業活動に対して求められている社会的要請を実現するための体制をコンプライアンス体制と位置付け、経営企画室をコンプライアンス全体に関する総括責任部門とし、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたります。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任部署を経営企画室とし、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「IT管理規程」に定め、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存します。

監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告します。「文書管理規程」及び「IT管理規程」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを統括的に管理する部門は経営企画室とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立します。カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信債権管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「事業所管理規程」「非常災害対策規程」等を制定します。

監査等委員会及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督します。各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーは、経営計画及び「組織関連規程」に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定します。経営企画室は、その遂行状況を各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーに取締役会・経営会議・その他部門会議等において定期的に報告させ、施策及び効率的な業

務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図ってまいります。

また「組織関連規程（組織規程・職務権限規程等）」は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものといたします。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、「①」で述べた「コンプライアンス全体に関する総括責任部門」のほかに、各部門の部長・リーダーをコンプライアンス推進責任者として任命し、グループ全体のコンプライアンスを推進できる体制にいたします。

また、施工・営業・製造部門の担当取締役・執行役員は、既存の「外注管理規程」「サービスマン管理規程」等に基づき、グループにおける業務の適正を確保させます。

監査等委員会及び内部監査室は、グループにおける業務の適正が確保されているかを監査し、取締役会、監理委員会に報告します。

取締役会は、グループにおける業務の適正を確保するための体制について適宜見直し、問題点の把握と改善に努めます。

⑥ 子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社の範囲や業務統括部署、関係会社に対する議決権の行使や内部監査の実施等、子会社の業務の適正を確保するための体制を定めております。

なお、子会社の評価に関わらず、業績を含めた財務状況と経営課題の報告、取り組みの進捗については、毎月1回の定例会議にて情報共有を行うようにしております。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議の上、内部監査室員及び内部統制委員会委員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができます。

監査等委員会が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては、監査等委員に指揮権が移譲したもとして、監査等委員会以外の取締役の指揮命令は受けず、また、監査等委員会の同意なしに解任することができないものとします。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議及び各委員会並びに各部門会議等、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計

基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令・定款及び「監査等委員会規程」等社内規程に基づき、監査等委員会に報告するものといたします。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるといたします。

また、「監査等委員会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ちながら、自らの監査結果の達成を図ってまいります。

- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「外部内部通報規程」の周知徹底に取り組んでおります。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制運用規程」を制定するとともに、「内部統制委員会」を設置して、内部統制の確実な運用と継続的改善を図ってまいります。

- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を経営企画室と定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行うとともに、警察等関連機関との情報交換及び連携を図ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 全社における法令及び社会倫理を遵守するための体制の運用状況

・当社では、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針として、「企業倫理規程」及び「企業倫理綱領」を定めております。また、当該規程を全ての役職員が共有し、意識しやすくするために、「ダイサン行動基準10訓」を定め、日々

の朝礼にて唱和しております。

なお、「ダイサン行動基準10訓」については、当社のウェブサイト (<http://www.daisan-g.co.jp/company/vision//index.html>) にて公開しております。

- ・代表取締役は、全ての役職員、使用人が法令及び社会倫理の遵守に努められるよう、『社是』『企業理念』『経営方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』の周知徹底を図り、当社に対する社会的要請を反映するため、適宜見直しを行っております。
- ・子会社においても、当社と同じ「企業倫理規程」と「行動基準10訓」を定め、全ての役職員、使用人について、法令及び社会倫理を遵守するための基本的な指針としております。
- ・監査等委員会及び内部監査室は、内部監査業務により連携を図り、全社的なコンプライアンスの状況を調査し、適宜、監理委員会を通じて取締役会に報告を行っております。
- ・内部通報に係る適切な体制整備を行うため、子会社における内部通報手段の確立と通報者の保護強化を図るべく、規定の改定を行いました。

② 全社的なリスク管理体制の運用状況

- ・リスク管理体制の基盤となる、全社及び部門毎の関連規程については、適宜見直しを行い、規程の遵守状況の評価については、経営企画室における審査業務と、内部監査室が実施する内部監査業務を中心に行い、個別での是正指導や監査等委員会、監理委員会、経営会議への報告を通じて、リスクに応じた適切な対応を行っております。
- ・リスクへの対応については、経営企画室が統括的に管理しておりますが、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野に関わる職業的専門家から、適時アドバイスを受ける体制を構築し、事前のリスク回避を行っております。また、在外子会社への対応については、国際業務に優れる各分野の専門家を利用し、事前のリスク回避に努めております。

③ 取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況

- ・当社は、監査等委員会設置会社ですが、議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、業務執行取締役に対する、より一層の監査・監督機能の強化を行っております。また、執行役員を選任することで、取締役会における意思決定の迅速な執行体制の運用を行っております。
- ・取締役会において決定された業務執行に関する事項については、経営会議や4つの専門委員会（中央安全衛生、監理、人事、内部統制）での合議により、具体的な執行内容の決定と進捗管理が行われ、各部門においては、決定された事項、経営計画及び「組織関連規程」に基づき、具体的な施策及び効率的な業務の執行と進捗の報告が行われています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、関連する規程に則り、適切な運用を実施しております。また、情報技術に関する機器を通して、外部へ情報が流出するリスク並びに外部より侵入されるリスクを低減するため、IT資産管理及び情報漏えい対策のための仕組みを導入いたしました。

- ④ 監査等委員会の職務が適正かつ効率的に執行される体制の運用状況
- ・ 監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規程」等に従い、監査等委員会の開催と、取締役会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて、取締役会及び業務執行取締役の業務執行の妥当性、適法性の監査・監督を行っております。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室と常に相互連携を行い、監査対象についてのリスクを適時に把握するため、日常的なモニタリング結果をはじめ、定期的な往査による監査結果の情報共有、共同での監査を実施するなど、効率面に留意しながらも、効果的な監査となるよう、業務を執行しております。
 - ・ 社外取締役である監査等委員につきましては、遠隔にて社内の状況が把握できるように、全ての役職員が使用するグループウェアの閲覧権限を設定しております。
- ⑤ 内部監査の状況
- ・ 内部監査については、監査等委員会の直属として内部監査室を設置し、「内部監査規程」及び年度計画に基づき、経営的見地から内部監査を行っております。監査結果は監理委員会にて結果報告を行い、課題があれば必要に応じ、週に1回開催される経営会議にて改善指示等を上程しております。
 - ・ 内部監査室と会計監査人との連携について、内部監査室の監査結果について、財務報告に係る内部統制の評価に関わる内容を中心に情報共有を図り、健全な統制環境が維持できるよう、連携を深めております。
 - ・ 在外子会社の内部監査について、使用する会計システムが適時に閲覧できるよう整備し、日常的モニタリングが行える仕組みを導入いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元と業績を拡大していくための内部留保とのバランスを考慮し、適切な配当を行うことを基本方針としております。

なお、内部留保金につきましては、継続的な業績の伸張を図るため、事業拡大と経営基盤の強化に対し、重点的に投資を行ってまいります。

当連結会計年度（2020年4月期）におきましては、企業価値の向上と株主の皆様への還元の結びつきをより明確にできるよう、配当性向30%、もしくは株主資本配当率（DOE）2.0%のうち、いずれか高い方を下限として利益配分させていただくことを基本方針といたしました。

このような方針の中で、当連結会計年度（2020年4月期）は期末13円の1株当たり年間配当金26円となります。

連結貸借対照表

(2020年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,381,897]	【流動負債】	[2,064,318]
現金及び預金	2,089,867	支払手形及び買掛金	401,203
受取手形及び売掛金	1,798,086	電子記録債務	233,108
電子記録債権	99,351	短期借入金	102,954
商品及び製品	543,155	1年内返済予定の長期借入金	235,815
仕掛品	134,755	リース債務	45,092
材料及び貯蔵品	190,233	未払法人税等	44,910
貸貸用仮設材	473,981	賞与引当金	168,015
その他の流動資産	76,722	その他の流動負債	833,216
貸倒引当金	△24,256		
【固定資産】	[5,015,617]	【固定負債】	[1,321,083]
(有形固定資産)	(2,639,489)	長期借入金	1,100,165
建物及び構築物	710,123	リース債務	18,088
機械装置及び運搬具	129,784	繰延税金負債	8,415
土地	1,656,757	資産除去債務	82,987
建設仮勘定	36,383	その他の固定負債	111,426
その他の有形固定資産	106,441		
(無形固定資産)	(797,042)	負債合計	3,385,401
ソフトウェア	118,614	純資産の部	
のれん	667,079	【株主資本】	[6,816,808]
その他の無形固定資産	11,349	(資本金)	(566,760)
(投資その他の資産)	(1,579,084)	(資本剰余金)	(649,860)
投資有価証券	594,051	(利益剰余金)	(6,519,170)
関係会社株式	53,751	(自己株式)	(△918,982)
関係会社出資金	14,812	【その他の包括利益累計額】	[50,324]
繰延税金資産	64,207	(その他有価証券評価差金)	(61,677)
投資不動産	355,362	(為替換算調整勘定)	(△11,352)
差入保証金	209,021	【非支配株主持分】	[144,979]
その他の投資	291,345	純資産合計	7,012,112
貸倒引当金	△3,467	負債・純資産合計	10,397,514
資産合計	10,397,514		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,499,043
売上原価		6,549,613
販売費及び一般管理費		2,949,430
営業外収益		2,683,461
営業外費用		265,969
受取利息	616	
受取配当金	2,871	
不動産賃貸料	5,136	
助成金収入	3,221	
売電収入	3,043	
その他の営業外収益	12,778	27,667
営業外費用		
支払利息	12,402	
為替差損	7,429	
減価償却費	8,198	
その他の営業外費用	8,304	36,335
経常利益		257,300
特別利益		
受取保険金	26,330	26,330
特別損失		
固定資産売却損	1,424	
災害による損失	17,396	18,821
税金等調整前当期純利益		264,809
法人税、住民税及び事業税	139,917	
法人税等調整額	12,173	152,090
当期純利益		112,719
非支配株主に帰属する当期純損失		9,085
親会社株主に帰属する当期純利益		121,804

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年 4 月21日から
2020年 4 月20日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	566,760	649,860	6,564,101	△918,982	6,861,739
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)			△166,735		△166,735
親会社株主に帰属する 当期純利益			121,804		121,804
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△44,931		△44,931
当連結会計年度末残高	566,760	649,860	6,519,170	△918,982	6,816,808

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	70,421	-	70,421	157,949	7,090,110
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注1)					△166,735
親会社株主に帰属する 当期純利益					121,804
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△8,744	△11,352	△20,096	△12,970	△33,066
連結会計年度中の変動額合計	△8,744	△11,352	△20,096	△12,970	△77,997
当連結会計年度末残高	61,677	△11,352	50,324	144,979	7,012,112

(注) 1. 2019年5月の取締役会における剰余金処分項目 83,367千円および2019年12月に実施しました中間配当 83,367千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 Mirador Building Contractor Pte. Ltd.

(2) 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 DRC株式会社
DAISAN INTERNATIONAL VIETNAM CO.,LTD.
Golden Light House Engineering Pte. Ltd.
PM & I Pte. Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、Mirador Building Contractor Pte. Ltd.の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のMirador Building Contractor Pte. Ltd.の決算日は1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

定額法による償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品・原材料

移動平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

賃貸用仮設材

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	2～10年
投資不動産	60年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェア 5年 のれん 10年～15年
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
使用权資産	使用权資産は、リース期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	税抜き方式によっております。
-----------	----------------

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	127,842千円
土地	408,289千円
投資不動産	329,823千円
計	865,956千円
上記に対応する債務	302,644千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,087,959千円

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

D R C株式会社 45,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,618,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月31日 取締役会	普通株式	83,367千円	13.00	2019年4月20日	2019年6月19日
2019年10月29日 取締役会	普通株式	83,367千円	13.00	2019年10月20日	2019年12月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月5日の取締役会において、次のとおり決議されております。

- ・ 配当金の総額 83,367千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たりの配当額 13.00円
- ・ 基準日 2020年4月20日
- ・ 効力発生日 2020年6月19日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、銀行等の金融機関からの借入や社債発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財政状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による借入及び発行を実施し、リスクの低減を図っております。

また、支払手形及び電子記録債務、ならびに買掛金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,089,867	2,089,867	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,798,086	1,798,086	—
(3) 電子記録債権	99,351	99,351	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	594,051	594,051	—
資 産 計	4,581,356	4,581,356	—
(1) 支払手形及び買掛金	401,203	401,203	—
(2) 電子記録債務	233,108	233,108	—
(3) 短期借入金	102,954	102,954	—
(4) リース債務（流動負債）	45,092	44,909	△183
(5) 長期借入金	1,335,981	1,323,408	△12,572
(6) リース債務（固定負債）	18,088	17,991	△96
負 債 計	2,136,429	2,133,577	△12,852
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されて いないもの(※)	△6,715	△6,715	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務(流動負債)、(6)リース債務(固定負債)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)長期借入金

これら時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

なお、1年内返済長期借入金も含めて表示しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関より提示された価格に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

- ・ 子会社株式53,751千円、子会社出資金14,812千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	1,070円83銭
2. 1株当たりの当期純利益	18円99銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[4,681,817]	【流動負債】	[1,737,342]
現金及び預金	1,849,272	支払手形	17,894
受取手形	113,397	電子記録債権	233,108
電子記録債権	99,351	買掛金	332,673
売掛金	1,224,329	1年内返済長期借入金	199,996
商製什品	54,036	未払金	186,709
原貯材	489,118	未払法人税等	43,703
貯蔵品	134,755	未払消費税等	70,826
貸用仮設材	6,251	未払費用	229,723
短期貸付金	473,981	賞与引当金	168,015
未収入金	3,942	その他の流動負債	254,689
その他の流動資産	12,884	【固定負債】	[1,002,528]
貸倒引当金	45,268	長期借入金	833,341
	△8,756	資産除去債務	82,987
【固定資産】	[5,113,287]	その他の固定負債	86,200
(有形固定資産)	(2,347,905)	負債合計	2,739,870
建物	407,944	純資産の部	
構築物	163,746	【株主資本】	[6,993,557]
機械及び装置	45,760	(資本金)	(566,760)
車両及び運搬具	0	(資本剰余金)	(649,860)
工具器具及び備品	37,313	資本準備金	649,860
土地	1,656,757	(利益剰余金)	(6,695,919)
建設仮勘定	36,383	利益準備金	49,795
(無形固定資産)	(188,649)	その他利益剰余金	6,646,124
電話加入権	5,440	別途積立金	3,328,000
ソフトウェア	118,614	繰越利益剰余金	3,318,124
その他無形固定資産	58,685	(自己株式)	(△918,982)
(投資その他の資産)	(2,576,733)	【評価・換算差額等】	[61,677]
投資有価証券	594,051	(その他有価証券評価差額金)	(61,677)
関係会社株式	1,430,165	純資産合計	7,055,234
更生債権等	317	負債・純資産合計	9,795,105
長期預金	100,000		
保険積立金	100,034		
差入保証金	185,617		
その他の投資	170,013		
貸倒引当金	△3,467		
資産合計	9,795,105		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月21日から
2020年4月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
施工売上高	7,142,359	
製商品売上高	1,351,558	
その他売上収入	76,240	8,570,158
売 上 原 価		
施工売上原価	4,780,595	
製商品売上原価	1,014,876	
その他売上原価	23,688	5,819,160
売 上 総 利 益		2,750,997
販売費及び一般管理費		2,306,960
営 業 利 益		444,037
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,487	
投資有価証券売却益	156	
受取手数料	526	
受取保険金等	225	
その他の営業外収益	12,423	16,819
営 業 外 費 用		
支払利息	2,127	
減価償却費	1,488	
その他の営業外費用	14,575	18,191
経 常 利 益		442,665
特 別 利 益		
受取保険金	26,330	26,330
特 別 損 失		
固定資産除売却損	1,424	
災害による損失	17,396	18,821
税 引 前 当 期 純 利 益		450,174
法人税、住民税及び事業税	139,000	
法人税等調整額	12,621	151,621
当 期 純 利 益		298,553

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2019年 4月21日から
2020年 4月20日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,186,306	6,564,101	△918,982	6,861,739
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注1)						△166,735	△166,735		△166,735
当 期 純 利 益						298,553	298,553		298,553
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	131,817	131,817	-	131,817
当 期 末 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	3,318,124	6,695,919	△918,982	6,993,557

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	70,421	70,421	6,932,160
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△166,735
当 期 純 利 益			298,553
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△8,744	△8,744	△8,744
事業年度中の変動額合計	△8,744	△8,744	123,073
当 期 末 残 高	61,677	61,677	7,055,234

(注) 1. 2019年5月の取締役会における剰余金処分項目 83,367千円および2019年12月に実施しました中間配当 83,367千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

定額法による償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 賃貸用仮設材の評価基準及び評価方法

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	2～10年

- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
自社利用のソフトウェア 5年
のれん 10年
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成の基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	9,239千円
土地	408,289千円
計	417,529千円
上記に対応する債務	－千円

2. 有形固定資産の項目別減価償却累計額

建物	549,211千円
構築物	338,125千円
機械及び装置	556,030千円
車両及び運搬具	354千円
工具器具及び備品	329,015千円
リース資産	6,480千円

3. 債務保証

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	378,350千円
D R C 株式会社	45,000千円
計	423,350千円

4. 関係会社に対する金銭債権、債務

子会社立替金	2,002千円
子会社未払金	6,935千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

8,770千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末尾における自己株式の種類及び数

普通株式

1,205,111株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	91,206千円
賞与引当金	50,555千円
長期未払金	25,937千円
資産除去債務	24,970千円
未払社会保険料	15,306千円
資産調整勘定	14,443千円
未払事業税	6,362千円
借地権	4,858千円
前払費用	4,032千円
償却超過	3,796千円
貸倒引当金	3,678千円
その他有価証券評価差額金	3,042千円
棚卸資産評価損	2,708千円
未払金	2,433千円
ゴルフ会員権評価損	1,504千円
その他	803千円
評価性引当金	△150,190千円
繰延税金資産合計	<u>105,452千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△29,589千円
資産除去債務（固定資産計上）	<u>△11,166千円</u>
特定退職金共済拠出金前払	<u>△489千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△41,245千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>64,207千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	30.1%
(調整)	
住民税等均等割	5.1%
交際費	1.7%
国外関連者に対する寄付金	0.7%
のれん償却	0.6%
法人税特別控除	△4.9%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.7%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社などの名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	直接80	債務保証 役員の兼任	債務保証	378,350	-	-

(注) 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,100円16銭
2. 1株当たり当期純利益	46円56銭

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

当社は、事業用土地の所有者との間で締結している不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から45年、割引率は0.000%から2.116%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位:千円)

期首残高	78,099
東京支店・岡山サービスセンター 移転による減少額	2,187
旧東京支店 見積差額の変更による増加額	1,141
東京支店 移転による増加額	5,434
時の経過による調整額	499
期末残高	82,987

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ダイサン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 雄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイサンの2019年4月21日から2020年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

株式会社ダイサン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 哲 雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの2019年4月21日から2020年4月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月21日から2020年4月20日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月4日

株式会社ダイサン 監査等委員会

監査等委員（社外） 藪 薫 ㊟

監査等委員（社外） 石 光 仁 ㊟

監査等委員（社外） 豊 田 孝 二 ㊟

(注) 監査等委員 藪 薫、石 光仁及び豊田 孝二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より、候補者3名については、これまでの経営実績から事業運営に精通していると判断し、適任であることの見解がなされています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	三浦基和 (1949年10月5日生) 再任 取締役在任期間44年7ヶ月	1974年4月 当社入社 1975年12月 当社専務取締役 1982年7月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役会長（現任）	228,000株
(取締役候補者とした理由) 30年以上、当社の代表取締役として経営を行い、現在の業界での地位を築き上げた実績と経験を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	藤田武敏 <small>ふじ た たけ とし</small> (1968年11月20日生) 再任 取締役在任期間13年	1993年10月 当社入社 2000年6月 当社大阪サービスセンター係長 2001年4月 当社第一営業企画部課長 2002年4月 当社営業企画部部长 2003年2月 当社住環境事業部部长 2003年7月 当社執行役員住環境事業部部长 2005年10月 当社執行役員住環境事業部リーダー 2007年7月 当社取締役 2008年3月 当社営業本部長 2011年11月 当社施工営業本部長兼 近畿・京滋東海エリア統括部長 2013年10月 当社専務取締役 2014年2月 当社施工営業本部長 2015年4月 当社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社営業本部長	13,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社に入社後、複数の事業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、その手腕を評価しております。また、今後を見据え、新たな市場の開拓、魅力ある職場創り、積極的なIR活動など、様々な経営課題に対して自ら率先して取り組む姿勢は、当社の成長に力強く貢献いただけると考え、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> <small>おか みつ まさ のり</small> 岡 光 正 範 (1949年11月26日生) 再任 取締役在任期間9年 </p>	<p>1972年4月 ナショナル住宅建材株式会社 (現 パナソニックホームズ株式会社) 入社</p> <p>1989年8月 東京ナショナル都市住宅株式会社 代表取締役専務</p> <p>1998年4月 神奈川東パナホーム株式会社 代表取締役専務</p> <p>2001年4月 株式会社ナテックス代表取締役専務</p> <p>2003年5月 同社代表取締役社長</p> <p>2010年1月 当社入社</p> <p>2011年4月 当社首都圏ブロック統括部長</p> <p>2011年7月 当社取締役</p> <p>2011年9月 当社首都圏エリア統括部長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役(現任)</p> <p>2016年2月 当社施工営業本部長</p> <p>2016年6月 当社施工サービス本部長</p>	5,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>住宅業界における経営者としての経験と、当社に入社以来、施工サービス事業の成長基盤となっている首都圏地区での多大な実績を評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

法令の定める取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の意見はありませんでした。

補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いし かわ ひで ひさ 石川 秀久 (1951年4月19日生)	1990年2月 当社入社 1994年2月 当社大分サービスセンター所長 1998年2月 当社ビケレンタルシステム事業部 大阪サービスセンター所長 2002年2月 当社レンタル事業部九州エリア 統括部長 2009年4月 当社施工指導課リーダー 2016年6月 当社施工サービス部チーフ 2017年3月 当社人財開発部チーフ（現任）	一株
(補欠の取締役候補者とした理由) 長年に亘り、当社の安全衛生活動に従事するだけでなく、経営課題である施工スタッフの採用活動にも尽力されるなど、多大な功績を評価し、補欠の取締役候補者として、選任をお願いするものであります。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間
電話 06-6646-1111 (代表)

交 通 南海電鉄なんば駅直結
大阪メトロ御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、
近鉄線・阪神なんば線 大阪難波駅4番、5番出口 徒歩3分
(駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。